

平成29年（2017年）4月7日

青森県内の大学・短期大学
高等専門学校
私立高等学校 施設管理責任者 各位

青森県内の大学・短大・高専・私立高校における敷地内禁煙化実施状況に関する調査のお願い

青森県タバコ問題懇談会 代表世話人
山崎照光、鳴海 晃、久芳康朗

謹啓 日頃より県内外の青年の教育および健全育成のためご尽力いただき深謝申し上げます。2015年から実施している本調査にご協力いただき大変ありがとうございました。青森県による調査でも、小中高生の喫煙率が激減していることが明らかになっていますが、高校卒業前後の喫煙開始を防止することが課題となっております。2016年末までに、全ての県立高校と公立小中学校が敷地内禁煙となり、大学・短大・高専・私立高校でも敷地内禁煙の実施が着実に進んでいる状況が当会の調査で明らかになりました（結果を同封します）。既に敷地内禁煙を実施されている大学・高校等には度重なる調査でご迷惑をおかけしますが、全校での実施が確認されるまで調査を続けさせていただき所存ですので、再度の調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

■ 貴校の施設の禁煙化状況について、あてはまる欄に○をつけてください（各行1つずつ）

大学・学校名 [] 連絡先電話 () 担当者 ()

	敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙	措置なし
A. 大学・学校敷地内の全施設				
B. 大学・学校外の施設				
1) 運動施設・研究施設・その他の施設				
2) 合宿所・研修施設などの宿泊施設				
3) 学生寮				

敷地内禁煙が未実施の場合、禁煙化の実施予定があれば教えて下さい ()

★ ご回答いただく際の留意事項

- 1) 大学と短大が同一敷地内にあり施設を共有している場合は、回答が重複する形になりますが、調査の目的が「各大学・短大の敷地内禁煙化が学校数の割合でどの程度達成できているか」を経時的に調査比較することにありますので、各校それぞれ別々にご回答下さいますようお願いいたします。
- 2) ご回答の分類は、全ての施設の建物内に喫煙可能な場所がない場合に「建物内禁煙」、駐車場なども含めて敷地内に喫煙できる場所がない場合に「敷地内禁煙」として下さい。
- 3) 屋外の運動施設の場合、グラウンドや観客席などの施設全てが禁煙となっていれば「建物内禁煙」として下さい。運動施設等の施設が道路をはさんだ隣接地にある場合は「A」に含め、隣接しない別の場所にある場合には「B」に含めて下さい。該当施設がない場合には空欄のままにして下さい。
- 4) 調査結果はメディアを通じて発表し、ホームページにも掲載させていただきます。http://aaa.umin.jp/

★ ご回答の送付先 FAX 017-774-1326 (4月27日までにご回答下さいますようお願いいたします)

★ お問い合わせ先 青森市橋本3-15-5 青森県タバコ問題懇談会事務局 TEL 017-722-5483